

令和8年大網白里市議会第1回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和8年3月4日（水曜日）午後1時02分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

小 金 井 勉	委 員 長	猪 崎 紀 人	副委員長
金 森 浩 二	委 員	輪 島 美 津 江	委 員
北 田 宏 彦	委 員	黒 須 俊 隆	委 員

出席説明員

参 事 (総務課長事務取扱)	田 邊 哲 也	総務課副課長	高 橋 和 也
総務課主査 兼行政班長	秋田谷 知 則	総務課主査 兼人事班長	猪 野 一 洋
財 政 課 長	森 川 裕 之	財政課副課長	山 本 卓 也
財政課副主幹 兼契約管財班長	小 林 貴 大	安全対策課長	石 井 一 正
安 全 対 策 課 長 副 課 長	菊 池 有 輔	安全対策課主査 兼消防防災班長	内 山 博 史
税 務 課 長	板 倉 洋 和	税務課副課長	内 山 貴 浩
税 務 課 主 査 兼市民税班長	石 田 定 之		

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜 澤 康 治	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第 1 号 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情
- ・陳情第 2 号 安全に関する情報を市民に説明しないまま進められている道の駅の建設を止めてもらう為の陳情

(2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第 1 6 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第 1 7 号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第 1 8 号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）
- ・議案第 2 0 号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第 2 5 号 大網白里市消防団条例の一部を改正する条例の制定について（安全対策課）
- ・議案第 3 1 号 契約の締結について（財政課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（猪崎紀人副委員長） ただいまより、総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1 時 0 2 分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（猪崎紀人副委員長） 最初に委員長からあいさつをお願いいたします。

○委員長（小金井勉委員長） 皆様ご苦勞様でございます。

今回当常任委員会で協議する内容は、陳情が 2 件、議案が 6 件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくをお願いいたします。なお、本日も A I 反訳システムを使用しますので、皆さん必ずマイクの使用をお願いいたします。

○副委員長（猪崎紀人副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（小金井勉委員長） 本日の出席委員は 6 名です。

委員会条例第 14 条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

○委員長（小金井勉委員長） 傍聴希望者はいますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） いないようなので、次に進みます。

◎陳情第 1 号 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情

○委員長（小金井勉委員長） これより当常任委員会に付託となった、陳情第 1 号 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらう陳情ということで、これは現在、市議会の方で何らかの政治倫理に関するそういう規定を設けようと、この会議を進めているんですが、これは市長を対象にしたものなので議員を対象にしたものと全く別

物で、当然内容的にも同じとは限らないわけで、これは、市長の政治、市長に対する市政倫理条例を作ること、市長に関する政治の透明性、公正性、公平性、そういうもの、政治の信頼を確保するそういう大変必要な条例だとそういうふうに考えます。特に、この市長は様々な権限があるし、その予算を提案する立場にある中で、例えばそのファミリー企業に便宜を図るだとかね、そういうことはもう、もちろん、議員も許されないですが、特に市長にはそういうことは許されないと。そもそも市民にそういう疑念を抱かせるようなこと自体が大変まずいことだね。その場合に、きちんと市長がこの何ですか、政治倫理基準に反する行為をしたと疑惑を市民が持った時に、自ら市長が疑惑を解明する。そういう必要があるのでこういう陳情にあるような政治倫理条例が必要だと。また、市民にもその調査権を持たせて、市長自らがその疑惑をきちんと解明できなかった場合に、市民からも調査を、調査権を持たせてそういうその両方があって政治の信頼が少し担保できると、そんな条例だと思います。

議会はこれまで、同様の市民からの陳情に対して市長の自主性に任せるという判断で、不採択してきたわけですが、この陳情は冒頭申し上げたとおり、議会に対するものではなく市長に対するもので、市民の切実な願いというか、市全体に信頼を持たせるようなこういう条例があることによって大網白里市が信頼を持たれる、そういうことになると思います。

今回の陳情を否定することによって、政治の信頼を損なうことがないように、この陳情を採択して市長には市長自ら政治倫理条例を作っていただきたい。そんなふうな陳情になればいいと思い、私はまた討論も兼ねていますが、そういう意見でお願いしたいと思います。

○委員長（小金井勉委員長） 他にご意見はございますか。

北田委員。

○北田宏彦委員 私の考え方は以前と同様なのですが、今、我々議員の中で政治倫理規程なのか条例にしていくのか、ちょっとまだその辺は定かではないんですけども、その辺が固まって、我々のルールが固まってからの方が、もし、市長にこれを求めるのであれば、それからの方が適切なのかなというふうに私は相変わらず思っております。

○委員長（小金井勉委員長） 他にご意見ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。

ないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。すみません。申し訳ございません。次に討論ですが、希望者はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） 意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

（発言するものなし）

○委員長（小金井勉委員長） それではお諮りいたします。

陳情第1号を、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

以上で、陳情第1号の審査を終わります。

◎陳情第 2号 安全に関する情報を市民に説明しないまま進められている道の駅の建設を止めてもらう為の陳情

○委員長（小金井勉委員長） 次に、陳情第2号 安全に関する情報を市民に説明しないまま進められている道の駅の建設を止めてもらう為の陳情の審査を行います。陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは委員の方の意見を伺いたいと思います。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 安全に関する情報を市民に説明しないまま進められている道の駅の建設を止めてもらうための陳情ということで、市民の方から出されていますが、市民の陳情のとおりに、これまでも、同様の陳情の中で様々な意見が委員の方からされてきました。その中で、不採択ということになっていたんですけれども、様々な意見の一つとして、ここに書いてあるように、どんな形になったとしても議会で議案としては出てきますので、その際に建設するののかしないのかという議論があると思いますのでそこでやるべきだと私は思っています。そういう意見があったわけなんですけれども、これは全くおかしい話で、すでに税金が投入されているし、また最終的な建設の是非を問う判断までにも、その税金が投入されるわけですから。今までもそうだし、これからもそうなわけで、すでに税金が投入されているという財務会計行為が行われているわけですから、それ一つ一つ現段階でチェッ

クをする、またその事業をやめる、見直す、また今回あるようにその安全に関する情報をぜひ市民に説明すると、それまで、例えば一時休止するなんていう方法もあるかもしれない。この方はこの陳情の中では、何が何でも道の駅をやめるべきだというよりは、安全に関する情報を市民に説明しないまま進められていることに、大変不安を持っている。そういうことだと思います。

民間事業者は、営利事業をする、行うそういう団体だから、このサウンディング調査を待ってだとかそういう意見が今までもありましたが、そういう調査に、この安全に責任を持つその市と、営利事業を行う民間事業者は全く違う立場なので、今回、この間、津波警報が発令されることによって大変な危険をはらんでいるってことは、より明確になった中で道の駅の問題は、まずは安全の確保ということを最優先に抱えて立ちどまる必要があると私は思います。

最近、私ももう一度この白里海岸の陸閘を見てきました。今その鍵が閉まっているんですけども、入るのは開けられるようになっていて、出口の方はその階段上って陸閘を抜けて出るところは鍵がかかっているんだけど、内鍵だから開けて出られるようにはなっているみたいなんですけど、ただその内鍵がかかっているから、外から上ることはできないから外から見ただけなんですけれども。これは本当に細い階段で、これ何て言うんですか、職員の方が1分かかるみたいなことを確か言ってたんじゃないかと思うんですけど、渡るのに1分くらいかかるんじゃないかっていうことを言っていたんですけども、これは元気な方の話でね。これ、とてもじゃないですけど、多くの避難者が出た時はとても陸閘が閉まった後、この陸閘の内側って言うんですか、陸上側に渡るのには大変な大混乱が起きるわけで、このような場所に建設するのは、現地を改めてそういう目で見えてきた中で、もうとても現実的じゃないな、これは単に本当に津波が来た時だけじゃなくて、津波警報が起きるたびにこういう事態が起きるわけで、これは、道の駅の選定場所としてはとてもふさわしくない中で、基本案ですか、その道の駅基本案をその中央海岸に建設することを決めてやるってことは、逆に言えば、この県が認めるかどうかともわからないし、ますます道の駅を作りますよって言うだけで、ずるずるずるずる何年も何年もかかる可能性もある。その度に様々な費用がかかったり、職員が大変な思いをして、いろんな調査をしたりすることになると思います。これは何もね、中央海岸に建設することを基本案として、それをまず止めてしまう、そういうことが重要だと思うし、そのための検討会議の皆さんにも、しっかりとこの案、今のところ安全がとても確保できないっていうことを明らかにし

て、現在の中央海岸に作ることを留保して、それで建設に関してまた議論し直す必要があると私は思います。

以上の理由から、今回のこの安全に関する情報を市民に説明しないまま進められている道の駅の建設を止めてもらうための陳情に賛成の立場、討論も兼ねますが意見といたします。

○委員長（小金井勉委員長） 他にご意見はございますか。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 先日、第10回最後の検討委員会だったと思うんですが、そちらに参加した方から、ちょっと僕は参加してないのであれなんですが、伺った感じだと、他の候補地もまた出てきたというように伺っております。ですから、海のところに建てるのがもう絶対で決まっているような感じで考えられている、陳情者の方が考えられていると思いますが、そうではまだないと、これは検討委員会でまだ検討している段階なんで、だからこれをそのために、もうすべてを止めてしまうというのは、ちょっと、どうかなと私は思います。それと議会で、今後議会で上がってくるのでその時お話すれば良いと言ったことが、委員会を無視しているようにちょっと思われてるようなところがあるんですが、私はそんなことはなく、議案で出てきて、議会に議案で出てくれば、必ず委員会付託になりますので、そこでまた委員会で細かくチェックをして、良いの悪いのという議論をすればよろしいかと思しますので、まだ静観して私は良いと思っております。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。

輪島委員。

○輪島美津江委員 私も第10回検討委員会に参加させていただいたんですけども、その時にはやはり、安全面っていうところでは、なかなか本当に厳しいって委員の方も話されました。私も道の駅を作るってことは、決して反対とかではないんですけども、やっぱり利用者の命をいかに守るかというところで、やっぱり、陸側の海側に作るっていうことは、建物の構造とかも嵩上げもされるということ聞きましたけど、やっぱりよほど強固にしないとならないっていうか。本当に万が一、この間も津波警報が4月に発令された時に思ったんですが、例えば建物を建てても、本当にもし万が一津波とかそういう場合、やっぱりねっていうのは、やはりもう取り返しがつかないっていうことはすごく思います。どんなにあれしても万全っていうのは、100パーセントっていうのは、もしかしたらちょっと

ないかもしれないけども、やっぱり最大限の安全性を確保するっていうことが陸側の海側に作るってことは、必要だっていうふうには思いました。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。

金森委員。

○金森浩二委員 私も先ほど猪崎さんがおっしゃっていたことが同意見で、まず議案としてこちらに上がってくる前の今検討段階であるっていうのが、まず一つというところと、その安全性面に関しても、ちゃんとこの委員会であつたり、業者であつたり、そういったとこっていうのはあくまでも、説明の方はされている上で、さらに検討を加えてるんだなっていうふうに私は判断しますので、あくまでも安全性、当然ながら大事な部分、本当に最重要な部分だと思いますけど、それも踏まえての検討会議をしてくれていると思いますので、その上で検討会議が終わった上での判断をするのが私たち、議案として上がってきたものを判断するのが私たちの仕事かなと、私は感じております。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。

（発言する者なし）

○委員長（小金井勉委員長） 次に討論ですが、希望者はありますか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） 意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手、「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成少数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

以上で、陳情第2号の審査を終わります。

◎条例等付託議案の審査

- ・議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定

について

・議案第17号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

・議案第20号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

○委員長（小金井勉委員長） これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に、付託議案の採決を行います。

はじめに、議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（小金井勉委員長） 総務課の皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後に、各委員から質問等あった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第16号、議案第17号及び議案第20号の説明をお願いいたします。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） それではまず職員の紹介をさせていただきます。

私の向かって右隣になりますが、副課長の高橋でございます。

○高橋和也総務課副課長 よろしく申し上げます。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） その隣が行政班長の秋田谷になります。

○秋田谷知則総務課主査兼行政班長 よろしく申し上げます。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 反対に、私の皆様から向かって左側、人事班長の猪野でございます。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 よろしく申し上げます。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 最後に私、総務課長の田邊でございます。よろしくお願いいたします。

それでは着座にて説明をさせていただきます。

総務課からは議案第16号、17号それと議案第20号の3議案について説明をさせていただきます。

はじめに議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちら、お手元の資料を見ていただきたいと思いますので、令和7年の人事院勧告、それと県の人事委員会勧告、この趣旨に基づきまして、職員の初任給、それと若年層に重点を置いた給与月額引き上げ改定、その他、期末勤勉手当の支給月数の引き上げ改定等を実施しようとするものでございます。この実施に当たりまして、関係条例複数あるんですが、それぞれの条例について、その趣旨に基づき改正をしようとするものでございます。

改正の概要でございますけれども、まず一点目、給料表の関係でございます。初任給の引き上げ、お手元の資料で、現行の大卒の初任給、高卒初任給、表にしてございますけれども、大卒初任給だと現行22万5,600円のところを、1万2,000円の引き上げ、改定後は23万7,600円になります。高卒の初任給につきましては現行19万4,500円のところ、1万2,200円引き上げにより、改定案としては20万6,700円という状況でございます。初任給だけではなく、昨年度に続きまして若年層に重点を置いているという部分は昨年から引き続きではあるんですが、今回は中堅層以上もですね、給与月額の引き上げというのを見込んだ改正というふうな形となっております。

それと併せまして、正規職員以外にも会計年度任用職員の給与月額について引き上げを行おうとするものでございます。この給料表の関係のほかにも期末勤勉手当関係について、資料のとおり改正になります。一般職任期付職員、会計年度任用職員、それぞれ0.05ヶ月分の引き上げというふうな形になります。資料の次の裏面を見ていただきたいと思います。特定任期付職員でございますが、こちら0.05月分の引き上げという形になりますけれども、今現在、本市においては特定任期付職員はおりません。今後、仮に発生した場合には、この表に基づき、それぞれ手当が支給されるというふうにご理解いただければと思います。

その他に通勤手当関係の改正がございます。普通自動車の使用者、それと原付の使用者に対する通勤手当額につきまして、距離に応じて引き上げを実施いたします。

最大1万2,900円の引き上げというふうな形になるんですが、この場合の1万2,900

円というのがですね、距離にすると100キロ以上というふうな形になりますので、今現実的にはそこまでの引き上げには至らない、というふうにご理解いただければと思います。その他に、先ほど、普通自動車と原動機付自転車というふうな言い方をしましたけれども、その原動機付自転車と自転車関係に係る手当額についてはその後、普通自動車等に係る手当額に統合するような修正案となつてございます。

その他に宿日直手当関係、現行4,400円というふうな額で手当を支給しているところでございますけれども、こちらが基本4,700円、ただ、1月1日から1月3日までの間の宿日直につきましては、現行6,600円でありましたところ、7,050円に引き上げをというものでございます。

その他に、地域手当関係がございまして、地域手当につきましては、現在5パーセントというふうな形で支給しておりますけれども、この5パーセントというのは4パーセントに向けた暫定措置として、昨年度6パーセントから5パーセントというふうな形にしていたものでございまして、今回それを本来見込んでおりました4パーセントの支給額にするというふうなものでございます。

これらの条例の施行日につきましてはパターンがいくつかあります。令和7年の4月1日に遡及適用するもの。令和7年12月1日に遡及適用する。その他令和8年の4月1日から施行しようとするものでございます。関係条例については、一般職の職員の給与に関する条例のほか、企業職員、任期付職員、それと会計年度任用職員、それぞれについて条例で規定している部分について必要な改正を行うことから、計4条例の改正となります。

これらの改正に伴う影響額といたしまして、約1億4,200万円増になる見込みとなっております。

以上が議案第16号の説明でございます。

続きまして議案第17号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

国家公務員等の旅費に関する法律、こちらが一部改正となりまして、旅費の支給均衡の原則に基づきまして、本市の職員の旅費に関する条例についても同じような内容の見直しを図ろうとするものでございます。

改正の概要でございますが複数ございます。

まず一点目でございますが、旅費の種目及び内容についての見直しを行います。条例額と実勢価格との乖離を解消するもの、そして定額でありました宿泊料につきまして、1泊

幾らというふうな形で規定されていたものが、今回の改正によって、行き先の都道府県ごとに支給額の上限額を変えて支給しようとするものでございます。それと同じく、定額の転居費につきましても実費支給できるよう改正を行おうとするものでございます。

資料の2を見ていただきたいと思います。実態に即した規定の整備、これどういうものかと申しますと、車賃につきまして、その他の交通費というふうな名称に改めた上で、路線バス等の地域支給について規定の整備を行うものです。ちなみに車賃っていいものは、要は車を使用した際の必要経費ということで、その他に電車賃でありますとか、航空賃でありますとかそれぞれの行き先までの使用形態によっていくつか区分がございます。このうちの車賃についてですね、路線バス等も車賃の中に含まれますし、あと自家用車等で行く場合も車賃の中に含まれることとなります。その自家用車等を利用した場合でございますけれども、1キロメートル当たりの支給額、25円から30円に改定しようとするものです。本市の場合ですと、基本的には路線バス等がない場合には公用車で行くというふうな形になるかと思っておりますけれども、職場によっては公用車がない職場もございますし、あいにく公用車がすべて出払ってしまっていて、どうしても自家用車で行かなければいけない。そういう場合を想定して、自家用車で旅行する場合の車賃についての規定も設けているところでございます。

あと宿泊手当の新設ですね。今まで宿泊に伴って宿泊料というのは支給しておりましたけれども、その他に宿泊手当というものを創設いたします。手当の額については最高額2,400円というふうな形になります。条件によって800円、1,600円、2,400円というふうな形で三段階に分かれるように制定を予定してございます。

また(2)といたしまして、在勤地内旅費に係る規定の改正です。在勤地内旅費というのはどういうものかと申しますと、例えば大網白里市内に旅行に行く場合、それと仮に市外の場合であってもですね、在勤地から8キロの範囲の区域につきましては、在勤地内という区分でとらえております。その場合につきましても、旅費を支給するような形になりますが、今回車賃が改正されることに合わせまして、車賃と同じように、1キロメートル当たり30円というふうな形で支給をすることといたします。ちなみにこれまでは定額支給、何キロから何キロまではいくら、何キロから何キロまではいくらというふうな形で、いくつかの区分に応じて支給をしていたところでございます。

その他といたしまして、国県の旅費に関する法令等の改正内容と合わせまして、主要の改正を行おうとするものでございます。

施行日につきましては、令和8年の4月1日を予定しております。

次のページに跨りますが、この改正に関わる条例といたしましては、原則としては、このページの一番下に書いてありますとおり職員の旅費に関する条例、これが適応の原則というふうな形になるんですけれども、裏面にも書かれてありますとおりその他、市長等の給与及び旅費に関する条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、あと証人等の費用弁償に関する条例、これらについても同様の改正を予定してございます。

続きまして、議案の第20号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

こちらは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、これを活用することによりまして、物価高騰の影響を受ける市民の支援、それとコンビニ交付サービスの普及利用促進、こういったものを目的といたしまして、証明書等交付手数料の減額期間を延長しようとするものでございます。

改正の概要につきましては、お手元の資料の表を見ていただければと思うんですけれども、住民票の写しから所得課税証明書まで5項目の手数料につきまして、現行300円から450円のところ、改正後100円にしようとするものでございます。実施期間につきましては令和8年の4月1日から令和9年の3月31日までです。

施行日につきましては、令和8年の4月1日となっております。

ちなみに、その次のページに新旧対照表があるんですけれども、この制度自体はすでに昨年の段階で制度が確立しておりまして、時限立法と言うふうな形で令和8年の3月31日までの効果が生じるという内容でございました。それを今回、附則の中で令和8年の4月1日から令和9年の3月31日までの間ということで期間の延長を図ろうというのが法制的な手続きになってございます。

以上、簡単ではございますけれども、議案3件についての説明とさせていただきます。

○委員長（小金井勉委員長） ただいま説明がありました内容について、ご質問等あればお願いいたします。なおその際は議案番号をお示してください。

金森委員。

○金森浩二委員 はい。議案番号16号ですね。こちらでちょっとお伺いしたいんですけれども、この度、人事院勧告に基づいてっていう形での改定にはなると思うんですけれども、これ影響額として1億4,200万円程、やはり出てくるかなっていうのを考えた時に、言い方はちょ

っとあれかもしれないですけど、費用対効果っていうもの、例えば職員のモチベーションだったり何だりっていうところに対しての市としての見解というか、取り組みというか、そういったものは何かあるんですか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 職員のモチベーションっていう言い方と、もしかしたら若干ニュアンスは違うかもしれないんですけども、基本的には国内のですね、各自治体についてはそれぞれ人事院或いは人事委員会の勧告をある程度斟酌した上で、それぞれの自治体ごとに給料というのを決定するというふうなスタイルをとっております。ですので、全く同じではないんですけども、大体似たような給与形態で全国動いていくような形になってまいります。仮にその人事院の勧告等より低い状態で給料等を決定した場合ですね、その影響としては、職員のモチベーション的にはちょっと他と比べてうちは低いよね、みたいな感じの気持ちを抱くケースもあるでしょうし、より具体的な影響といたしましては、例えば職員採用ですね、給料の安いところと高いところだと、高いところに流れて行っているっていう、その差がごく僅少であれば、それ以外の要素っていうのも恐らくは考慮に入れて採用試験に臨んでくれるのかなというふうには思うんですけども、差が結構開いていきますと、やっぱり高いところに流れる傾向というのが強いです。千葉県の場合で申しますと東葛地方、こちらがですね、全体的に手当分も含めて高い。それは東京都が高いっていうのに引きずられてるところもあるんですが、そうすると同じ通勤圏内っていうところを考えると、その辺のところの影響っていうのは正直生じるのかなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 金森委員。

○金森浩二委員 はい。例えば今、既存の給与に対して市として特に、モチベーションの上がるために何かをやっているわけではないってことですよね。これはあくまで、人事院勧告に基づいているから上げますっていうところで、それ以上でもそれ以下でもありませんということによろしいですね。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 考え方といたしましては、民間との給与格差、これの解消というのが人事院勧告の本来のあり方というふうな形になりますので、その差を埋めるべく、今回人事院の方で勧告を出したというふうな形になってまいります。

ですので、そうすると、生活水準の確保というところが一番の理由になるものと考えています。

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。他にございますか。

北田委員。

○北田宏彦委員 私の方からは議案20号に関して、昨年4月1日からこのコンビニの交付手数料一律100円ということをはじめていたんだけど、この間のコンビニ交付の取り扱い件数の推移と窓口交付での推移をちょっと教えていただければと思います。

また、コンビニ交付も増やすのは良いんだけど、それなりにコストがかなり掛かると思うんだけど、その辺についてもちょっと見解を教えていただければと思います。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） まず、昨年からはじめたコンビニ交付の実施の状況でございますけれども、はじめに率から申しますとコンビニ交付を実施する前はですね、令和6年度でございますけれども、コンビニの交付率は18パーセントという状況です。スタートしたのが令和6年の12月からですので、令和6年12月から令和7年3月の4ヶ月のデータになります。18パーセントでありましたのが令和7年度になりまして、令和7年度の11月までのデータが手元にありますけれども32パーセントというふうな形になります。

パーセント的には倍弱というふうなところではありましたが、やっぱり何かとコンビニ交付って実際やってみると便利だと思うんですね。だから一度コンビニ交付を経験した人は、今後何かない限りはコンビニで済ませるのが主流になってくるのかなと思っております。そうすると、この率については減ることはなくても今後、どのぐらいの割合で増えていくのかわからないですが増え続けていくのかなというふうな予想と、あと期待をしているところでして、この32パーセントもう少し引き上げたいというところが、担当課が市民課になるのですが、そちらの方の意向も踏まえまして、今回条例での期間を1年間延長したところです。費用についてはですね、ちょっと現在手持ちでその資料がございませんので、ちょっとこの場ではお答えできません。申し訳ございません。

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。資料の提出は求めますか。よろしいですか。他にございますか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 議案16号について、千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき引き上げると、そういうことを改定することなんですけど、そもそも、その趣旨が何だったのか。

あと、併せて千葉県人事委員会勧告の根拠っていうんですかね、実際例えば民間企業の給料アップ率が何パーセントで、それに対してこう対応したとかってそういう数字、その根拠と本市の対応についてどういう関係にあるのか示してください。

○委員長（小金井勉委員長） はいどうぞ。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 まず人事院勧告と千葉県人事委員会勧告の趣旨というのがですね、法令上、地方公務員の給与というのは、国家公務員との均衡を図らなければならない。公務員の給与ってというのは民間の給与、その他と均衡を取らなくてはいけないっていう法令の趣旨がございますので、それに基づいてそれぞれ、国家公務員だとか千葉県人事委員会の勧告を斟酌して、給与改定を実施するものとなっております。で、その人事院勧告と千葉県人事委員会勧告につきましては、おっしゃる通りですね、それぞれ人事院ですとか、千葉県人事委員会です、民間の給与を一定の規模の事業所を無作為抽出調査した上で、現行の公務員の給与と民間の給与を比較して、その差を埋めるための引き上げ率だとか、そういったものを決めている形になりまして、今年度、千葉県の人事委員会勧告で言いますと、千葉県人事委員会が調査したところによりますと、千葉県内の調査した民間の給与と千葉県の県庁の職員の給与格差が3.16パーセントという調査結果が出たことから、それを埋めるための引き上げの改定という形になってるというふうに情報を得ております。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） いいですか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 今回、その県の人事院勧告が3.16パーセントだということで、本市の職員もその3.16パーセントを根拠に上げているんですか。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 基本的には、まず県の方がその3.16パーセントの給与格差を埋めるために給料表というものを改定します。市においても同じように給料表を改定するんですけども、実際の影響としては職員の年齢構成だとか、職種だとか、そういったものが異なりますので、全くパーセントとして3.16パーセントとなるわけではなくてですね。本市の方で職員一人一人に当てはめて計算したところによりますと、本市でいうと全体で3.2パーセントの増額となります。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 はい。よくわかりました。

次に議案第17号について質問しますが、全員協議会だったかもしれないけど、宿泊料金にかなりの差があるような、東京、埼玉が一番高くて1万9,000円でしたっけ、それでいいんですしたっけ、ちょっと間違っていたら。一番低いのが福島と鳥取でこれ8,000円でした、いくらでした。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○黒須俊隆委員 8,000円でいいんですか本当に、ちょっとね、考えてこの間、思ってることなんだけど、これは議会事務局職員にも当てはまる内容なんですかこの条例は。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 議会の事務局の職員にも当然当てはまりますし、あと議員さんがですね、視察等で宿泊される場合にも当てはまります。すみません私、全協での説明でちょっと抜けてた部分がありまして、東京、埼玉1万9,000円で福島、鳥取8,000円という部分は確かにその通りではあるんですけども、職務の級に応じてですね、若干金額に違いが出てきます。我々職員の場合にはその通りなんですけれども、例えば指定職の職員ということで、市長等については、例えば東京、埼玉、京都に行く場合には、我々だと1万9,000円のところが2万7,000円。あと福島、鳥取の場合は、我々が8,000円のところ、1万1,000円というふうな形になっています。ただ定額じゃなくて、これはあくまで上限がというふうな認識でいただければと思います。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 この間ね、議会視察に当然、その議会事務局職員がついてくるんですけども、宿泊費はどう考えてもこの福島、鳥取8,000円なんかで泊まれるところはないわけですよ。福島なんてのはおそらく今後も、議会視察なんかでよく行くと思うんですけど、それで、職員の出張っていうのは職員が自由に決められるから、なんていうか昔の出張なんかでね、安いところに泊まって、ちょっと良い新幹線に乗るとか、いろんなそういう何て言うんだろうな、その会社の職員一人一人の工夫だとかね、そういうのが認められているような職場だったらいろいろあるのかもしれないけれども、この議会職員みたいに、もう問答無用でね、議会職員だけを、俺、私たちは隣の安いビジネスホテルに行きますなんてことは許されないし、あと視察場所によっては、例えばビジネスホテルなんかなくて旅館し

かないとかね、高級ホテルしかないなんていう場所を選択する場合もあるわけだね、その場合に、この福島、鳥取8,000円なんて出来るのかと、これまでの例から言ってもね、去年は仙台で、あれどこでしたっけ、盛岡か、盛岡に行って、盛岡の時でもうすでにね、オーバーしていてね、皆さんだけ自腹で払っていたみたいなんだけど、何なんですかねこれはそういう場合のために、この宿泊手当の新設っていうのが関連しているんですかね、それは関係しているんですか。

○委員長（小金井勉委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） まず、問答無用のケースについて説明させていただきたいと思いますが、例えば福島県とかに行って、議会の皆さんと一緒に事務局の職員が行って、どうしても8,000円では泊まれないようなところに泊まったというケースには、やむを得ない場合はですね、その実費にすることができるというふうな、逃げの規定って言うとか何か嫌らしい言い方に聞こえちゃってあれなんですけれども、そういうふうな規定を置いておりますので、そのケースには、職員が自腹を切ることがないような配慮はしてございます。同様に、例えば宿泊目的地の近くに安い宿泊場所がなく、どうしてもここじゃないといけないんだけれども、そこが8,000円より高くなってしまったとか、そういうやむを得ないケースの時にも同様に、増額っていうか、不足分については支給できるというふうな形になります。逆に、8,000円のところが7,000円で泊まれちゃったとかっていう場合には、1,000円得するとかっていうこともなくですね、その時には7,000円を支給するっていう、そういうふうな趣旨になりますと、宿泊手当の考え方なんですけれども、これはですね、例えば旅行に行った先、宿泊した先で食事が出るケースがあります。宿泊に伴って1泊2食つきであるとか、1泊1食つきであるとか、あとは素泊まりであるとかっていうケースですね、その食事部分についてのケアだと思っていただければと思います。

先程800円、1,600円、2,400円の三段階と言いましたけれども、1食だけつく場合には800円、1泊2食という場合は1,600円……。

すみません。間違えてしまいました。人事班長から説明します。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○猪野一洋総務課主査兼人事班長 宿泊手当の金額の考え方なんですけど、先ほど総務課長が説明したとおり2,400円が基本で、場合に応じて割り落としがかかる形になるんですけども、もし、宿泊を伴い宿泊料が出るときに宿泊手当がセットでついてくるんですけども、宿泊料、いわゆるホテル代、旅館代の中に食事が2食分ついている場合は、1食800円とし

て1,600円がこの宿泊手当から割り落としになって支給が800円、その宿泊料の中に朝食のみついている、または、夕食のみついているという場合には、1食800円と想定して800円分が宿泊手当から減額されて、宿泊手当としては1,600円支給されるというような考え方になります。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 もう一度確認しますが、この素泊まりだと2,400円、で、2食だと1,600円、1食だと800円、あれ……。

（「逆です。」と呼ぶ者あり）

○黒須俊隆委員 素泊まりだと2,400円宿泊手当がつくと、1食だと1,600円つくと、2食だと800円しかつかないよという、そういう感じなわけね、だから食事代が1食あたり800円つくと、その手当がそういう話ですよ、それはそれとして結構なんですけれども、先ほどの福島、鳥取は8,000円だけど、その8,000円でいかない場合は、その実費でいきますよ、それはそういう場合があるのかね、議会事務局が、そのホテルでね8,000円なんてことは、ほぼ有り得ないと思うんですよ当然、議会事務局がね、議員視察で行く場合ってのはもう、必ず実費で落とせるんだと、何か会計課の考えでね、駄目だったりよかったり、なんてそういう話じゃなくてももう必ずその実費出ますよってことは、この条例の中でなり規則の中で担保されると考えていいんですか。

○委員長（小金井勉委員長） 田邊課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） お手元の資料の新旧対照表の中にですね、8ページの17条というところが、宿泊費についての規定になっております。この17条の中にただし書が書いてありまして、ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として、規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とするというふうな形になります。細かなところは規則にゆだねるような形になりますけれども、ただ、考え方としてはですね、先ほど言ったとおりでございまして、例えば議会事務局の職員以外の場合であっても宿泊を伴う旅行ってそもそもあんまりないですけれども、例えば、かなりへんぴなところに旅行に行っちゃいましたよと、周りに1軒だけしかホテルがない、そのホテルがその基準額より高いってようなケースっていうのは、まさにここで言うところの、先ほどのただし書の考え方に該当するのかなというふうに考えています。あとは、周りでどこにも泊まれなかったとか、ケースバイケースにはなるかと思いますけれども。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 議会事務局の他にもね、市長の公務の旅行についていく秘書課の職員とかそういう例もあると思うんでね。これはしっかりと17条適用するということをお願いできればいいと思うんですけど、これは16号と違ってさかのぼって支給はしないんですか、今年度の盛岡視察で何千円かみんな自腹で払ってるんですけど、議会事務局は今年度分は自腹で払わなきゃいけないんですか、それとも何らかの手当があるんですか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） この条例自体は、さかのぼりの適用はなくて4月1日からの施行と言うふうな形で組んでおりますので昨年度の盛岡の視察旅行については、適用はないものと考えてください。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 最後に議案第20号について質問しますが、これマイナンバーカードを普及ということもこの中に入っていると考えていいんだと思うんですけども、もう80パーセントだったらこれ以上増えないんじゃないか、増えるかもしれないけど、要はコンビニサービスが、その100円だからマイナンバーカードの普及率が増えるということはあまりないんじゃないかと思うんですけどもそれはどんなふうにお考えなんですか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 80パーセントまで登っている以上は、これから仮に若干伸びるかもしれないんですけども、その伸びっていうのは非常に緩慢なものになるかなと思っております。マイナンバーカードよりかは、その80パーセントの方がマイナンバーカードをうまく利用してコンビニ交付で便利に使っていただけるっていう方が可能性としては高いのかなと思っております。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 今回18パーセントが32パーセントになったってことでね、仮にもう1年延長してね、これが例えば40パーセント、50パーセントになったら窓口の負担ってのは相当軽減するのですか、それによって、何らかのね、職員の配置とかにも影響する可能性はあ

るのでしょうか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） 私ども総務課としても、その窓口の職員の事務量が軽減するっていうのを期待しているところでございます。それがうまくはまって、現状の職員をさらに配置を考えるっていうのも期待していたところではございます。

実情申しますと、マイナンバーに関して言えば、今ちょうど当初にマイナンバーを申し込んだ人たちの更新の時期がきておりまして、その更新作業ですね、窓口の職員が大分忙殺されているというふうな現状になっております。うまくいけば、職員減らせるかなあっていうのも横目で見えていたんですけれども、何かちょっとその更新の手続きで忙しいみたいな話は聞いています。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 ところで証明とかね、そういうのを窓口だと誰が使うのかとかね、そういう用紙にその目的とかあるんですけど。コンビニ交付だと、そういうのがないはずなんですよね。そうすると、例えばマイナンバーカードをある家庭のお父さんが取ってると。それに対して、その大学生の22歳の息子はマイナンバーカード取ってないと、お父さんが自分で取ってるマイナンバーカードで、例えば住民票ってのは、その家族全員がもちろん取れるし、あと個別も家族のね、個別に取れますよね、そうすると、息子の住民票を取るということもできるわけなんですけれども、これはできるんですか。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○高橋和也総務課副課長 私もコンビニで取ったことあるんですけど、謄本については取れるっていうのは承知しているところなんですけど、その抄本の範囲が今、ご質問にあったお子さんの分を取れるのかどうかっていうところについて、ちょっと担当業務の担当者にちょっと確認をしてみないとわからないので、そちらで必要であれば確認をして、後程お答えさせていただきたいと思います。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 確認してもらいたいですけど、実を言うとね、取れるんですよ。

ある情報によって取れるんですよ。私がやったとは言いませんがこの場でね、そうするとマイナンバーカードを持ってない息子の、息子じゃないでもいい、お父さんでもおじいちゃんでもいいんで、おじいちゃんの住民票を家族が自由に100円で取れるっていうのは、

何かマイナンバーカードの普及だとか、いろんなそういう公正性から問題あるんじゃないかって、100円でのは安いですよ。特に、戸籍は戸籍だからいいとしても、300円が100円でね、200円引きですよ。その他自治体が去年やっていた時は50円引きとかね、100円引きなんてところが多くて、100円でやっちゃうっていうのはね、かなり県内でも少なかったように思うんですけども、ここまでこの値引きして実際マイナンバーカード取ってない人もね自由に家族に1人でもマイナンバーカード持ってたらできちゃうっていう制度設計って大丈夫ですか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○田邊哲也参事（総務課長事務取扱） すみません今、黒須議員に指摘されるまでちょっとこの辺については、そう言った考え方はしてきてなかったんで、ちょっと考えさせてくださいっていうとあれなんですけど、すみません、今、答えの準備はちょっとできてないです。

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。

（「良いです」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） ないようですので、総務課の皆様、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（総務課 退室）

・議案第31号 契約の締結について

○委員長（小金井勉委員長） 次に、議案第31号、契約の締結についてを議題といたします。財政課を入室させてください。

（財政課入室）

○委員長（小金井勉委員長） 財政課の皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。なお説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。また本日もマイクの使用をお願いいたします。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第31号の説明をお願いいたします。

○森川裕之財政課長 財政課でございます。はじめに、本日の出席職員を紹介させていただきます。皆様から向かって私の左隣、副課長の山本でございます。

○山本卓也財政課副課長 よろしく申し上げます。

次に私の右隣が副主幹で契約管財班長の小林でございます。

○小林貴大財政課副主幹兼契約管財班長 よろしくお願いたします。

最後に私、課長の森川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○森川裕之財政課長 それでは当課からは、議案第31号 契約の締結についてをご説明させていただきます。

去る2月13日に開催されました全員協議会でお配りした、議案第31号説明資料に沿ってご説明させていただきます。

本議案は、北今泉地区津波避難タワー新築工事に関わる契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、件名、北今泉地区津波避難タワー新築工事。

2、場所、大網白里市南今泉516番地。

3、入札の状況でございますが、参加業者は、株式会社鈴木工務店、鈴木土建株式会社、株式会社畔蒜工務店の3者でございました。入札額は税抜きで1億6,275万円となり、株式会社鈴木工務店が落札いたしました。予定価格は税抜きで1億7,230万円。調査基準価格は税抜きで1億5,471万3,173円。落札率は94.46パーセントでございました。

次に4番の入札日等でございますが、令和8年1月29日木曜日午前10時45分。開札場所は大網白里市本庁舎別棟2階大会議室でございました。

5の契約方法でございます。制限付一般競争入札です。

6の契約金額は税込み1億7,902万5,000円でございます。

7の契約相手方でございます。千葉県大網白里市下ケ傍示672番地、株式会社鈴木工務店、代表取締役、鈴木慶一郎でございます。

次に北今泉地区津波避難タワー新築工事概要書をご覧いただきたいと思います。

3の工期からなりますが、議決日の翌日から令和9年1月29日までとしております。

4の工事概要でございますが、津波避難タワーは鉄骨造溶融亜鉛メッキ仕上げで、ステージの高さは7.6メートル。避難階面積は121.36平方メートル。杭はPHCプレストレスト高強度コンクリート杭というものなんだそうですが、こちらが12メートルのものを9本。セメントミルク工法による掘削を行うということでございます。その他アスファルト舗装、駐車スペースが6台分。照明設備はLEDソーラー外灯7基でございます。

5が主な入札参加資格要件でございますが、はじめに(1)建築一式工事において、本市の格付等級がAである者。(2)としまして、建築業法に定める特定建設業の許可を受けた本店または支店等を大網白里市、東金市、山武市、または山武郡に有する者。(3)としまして、公告日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、当該発注工種に関わる監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。(4)としまして、過去3年以内に契約不履行を理由に国又は地方公共団体から契約を解除されたことがない者としておりました。

以上が議案第31号の説明となります。財政課からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小金井勉委員長） ただいま説明がありました内容について、ご質問等あればお願いいたします。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 これはこの工事自身っていうのは、どこまで範囲なんですかね。確か900坪ぐらいの公有地の中で、その一部を使ってこのタワーを作るんだと思うんですけど。駐車場等はあるっぽいんですけど、どこまで範囲でその防災公園として将来なるんだろうと思うんですけど、工事の範囲をお聞かせください。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○森川裕之財政課長 敷地の面積が3,000平方メートルほどだったというふうに記憶しておりますが、道路側の約半分1,500平方メートル分をですね、造成するという計画でございます。

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 この工事のイメージとしては、最初に作ったタワーは下に何かコンクリートの何か土台みたいなのがあって鉄骨みたいになってるんですけど、これはもう下から全部鉄骨みたいになってるそういう形なんですか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○森川裕之財政課長 基礎を打った上にですね、コンクリートの基礎という土台を設置して、その上に鉄骨を組む形なんですけれども、四天木にあります津波避難タワーのような大きなコンクリの基礎というものではございません。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 これ避難階面積121.36平方メートルってのは一番上の話ですか、それとも2段目とかそういうのも含めてなんですか。

○委員長（小金井勉委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 はい。一番上段の部分が121.36平方メートルということでございます。一番高いところが避難ステージになります。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 これ1平米1人だったら120人。なんかいろいろ構造物もあると思うから100人を予定していると考えていいんですか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○森川裕之財政課長 そのように聞いております。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 他にも、いろんなLEDをつけたり駐車場6台つけたりというふうに書いてあるんですけども。できた後の維持管理費とかそういうところまで考えていますか。

○委員長（小金井勉委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 今の段階で予算の方は、職員による管理を想定しているというふうに聞いています。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 あとどこでしたっけ、近くの自治体で10年も経たずしてね、使えなくなっただっていうことでね。今回そういう錆防止だとか、そういうものはどのようにこの工事の入札の中で入れてあったのかと。併せて今回は、かつては私との一般質問の中でね、この鉄骨でやったら70年持つんだとか、いろんな話が出てたかもしれないけど、実際今回のその入札においては、何年持つものとして事業を進めているのかお答えください。

○委員長（小金井勉委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 今、委員のご指摘ございました10年で錆が出て使用不可能になったっていうところは、匝瑳市でのことだと思いますけれども、情報我々も得ておりまして、先

ほどご説明差し上げたんですけれども、いわゆるどぶ漬といいまして、溶融亜鉛メッキというところに、鉄骨を1回、要は厚い皮膜を作る作業がございますので、それによってですね、長期の使用に耐えられる、約50年ということみたいですけれども一応それぐらいの耐用年数を持っているものだというふうに伺っております。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 50年を持たせる中で、例えば塗装みたいな、職員が草刈るとかねそういうのはわかりましたけど、そういう本体の大幅な何か大きなそのお金のかかりそうなそういう補修みたいなものってのは何年置きにやるんですか。幾らくらかかるものなんですか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○森川裕之財政課長 ちょっとそこまでの想定を我々しておりませんが当然、海岸部に設置するものですので、職員が管理することによってですね、錆びの状況でしたり躯体の傷み具合によってですね、定期的なメンテナンスが必要なのかなというふうに考えています。

○委員長（小金井勉委員長） 大丈夫ですか。他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 これステージの高さが7.6メートルということなんですが、つい先ほど、道の駅の陳情の中で津波の想定が9.2メートルというふうにされていたんですけど、これは、7.6メートルじゃ低くないのか。お願いします。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○森川裕之財政課長 すいません、ちょっとお答えできる材料を持ち合わせてございませんので後程回答でよろしいでしょうか。

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） ないようですので、財政課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（財政課 退室）

○委員長（小金井勉委員長） 次に議案第25号 大網白里市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

安全対策課を入室させてください。

（安全対策課 入室）

○委員長（小金井勉委員長） 安全対策課の皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について、審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

また本日も必ずマイクの使用をお願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第25号の説明をお願いいたします。

○石井一正安全対策課長 それでは、安全対策課です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席職員を紹介させていただきます。

はじめに、私の右隣が菊池副課長です。

○菊池有輔安全対策課副課長 よろしくお願いします。

○石井一正安全対策課長 次に私の左隣が消防防災班長の内山主査です。

○内山博史安全対策課主査兼消防防災班長 よろしくお願いします。

○石井一正安全対策課長 最後に私、安全対策課長の石井です。どうぞ、本日はよろしくお願いいたします。

それでは着座にて説明させていただきます。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○石井一正安全対策課長 それでは、議案第25号 大網白里市消防団条例の一部を改正する条例の制定につきまして、お手元の説明資料に基づきましてご説明させていただきます。

それでは説明資料をご覧ください。

はじめに1ですけれども改正の趣旨です。令和7年4月1日現在の消防団員数348名が大網白里市消防団条例で定める定員458人を下回ることから消防団の定員を改定するとともに、担い手が不足する実情を考慮し、消防団の昼間の災害対応能力向上及び消防団員の処遇改善を図るため、所要の改正を行おうとするものです。

次に2番目です。改正の概要ですが1つ目、消防団の定員を60人削減し、新たな定員を398人といたします。次に、昼間の災害対応力対応向上のため特定の活動に特化して参加す

る「機能別消防団員」制度を導入いたします。３番目、消防団員の処遇改善のため、消防団員報酬及び火災出動手当等の増額を行います。

消防団員報酬につきましては、次の表のとおりですが、左側が現行の額、右側が改定後の額です。団長が15万7,900円を16万円に、副団長を9万4,100円を10万円に、分団長を6万5,200円を7万円に、副分団長を5万4800円を6万円に、部長を4万3,200円を4万8,000円に、班長を3万2,600円を3万7,000円に、副班長2万8,200円を3万6,500円に、その他の基本消防団員2万6,000円を3万6,500円にそれぞれ改定するものでございます。

また新たに定める機能別消防団員につきましては3,000円とするものです。

続きまして次のページをご覧ください。出動手当の額ですが表のとおりとなります。左側が現行の額、右側が改定後の額です。火災出動手当につきましては、部長以上の消防団員2,000円、班6,000円を消防団員全員一律で1時間未満を1,000円、1時間以上2時間未満を2,000円、2時間以上4時間未満を4,000円、4時間以上を8,000円に改定いたします。

次に水防等出動手当につきましては、消防団員一律で2,000円を、こちらも一律ですけども4時間未満を2,000円、4時間以上4,000円に改定いたします。訓練、警戒等出動手当につきましては、消防団一律1,000円を、改定後は一律で4時間未満2,000円、4時間以上4,000円に改定いたします。

今回の条例のですね、一部改正につきましては、第１に消防団員の処遇改善としてですね、団員報酬を国基準額に引き上げようとするものです。それに伴いまして、消防団員の定員につきましても改定を行いました。

先ほども申しましたが、消防団の本部や消防委員会とも協議、検討を行いながら取り組みました。諮問機関であります消防委員会からも答申を受けておりまして、団員報酬の国基準額への増額と消防団上影響のない範囲での団員の条例定数の削減の検討を受けております。

次に条例改正の施行日につきましては、令和８年４月１日を予定しております。

最後に、条例の新旧対照表につきましては別紙のとおりとなります。

以上が改正内容の説明となります。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

○委員長（小金井勉委員長） ただいま説明がありました内容について、ご質問等あればお願いいたします。

金森委員。

○金森浩二委員 機能別消防団員についてちょっと聞きたいんですけども、削減した定員に含まれるのでしょうか。

○委員長（小金井勉委員長） 石井課長どうぞ。

○石井一正安全対策課長 機能別消防団員につきましても、この定員の中に含まれます。
以上です。

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。
輪島委員。

○輪島美津江委員 地域ごとにいろいろ異なると思うんですけども、団員さんの定年、本市での定年制というのはあるのでしょうか。あともう一つ、外国人の方も採用とかっているのはありますでしょうか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○石井一正安全対策課長 定年につきましては60歳になります。私の記憶なんですけども、今現在として外国人の方で入っている方はいらっしゃるのかなと思いますけど、基本的に拒むものではないのかなと思っています。ですからお話があれば伺うというスタンスです。

機能別消防団員の方はですね、定年はございませんので、基本的にイメージとしては、先ほど言いました、定年終わってまだ元気だとか地域の方にはそのノウハウがあるんで、活躍していただけるようなこともありますし、必ずしも消防団員のOBだけとは考えておりません。例えば消防署の方とかですね、ある程度そういう経験がある方であればよろしいのかなと思っています。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございませんか。
黒須委員。

○黒須俊隆委員 まず定員削減だって言うんですけど、現行そのマイナス110人ですよ。ところが今回の改正はマイナス60人ですよ。だからこれ、なぜそういうふうな数字を決めたのか。今後、増やして規定どおりにする、そういう予定があるのかどうかそのあたりをお答えください。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○石井一正安全対策課長 本日の午前中の時に申し上げたんですけども、改定に当たりましては、今後のですね、消防団員の勧誘活動とかですね、そういうものも考慮して考えてお

ります。また現状として、定員も少なくなっているところなんですけども、機能別消防団員というところも含めて日中のですね、火災活動の強化を図っていければなと思います。

また、消防団としても、加入のですね、広報活動、PR活動、安全対策としてもSNS等を活用してですね、取り組みを行っていますので、少しでもまた勧誘していった団員の確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 本市のこの人口も減ってるし、若者の減り方はさらにもっと顕著だと思うんですよ。そういう中で、例えば現状維持できれば消防団員数ね、そうすれば、現状維持は実質的にはもう増加と同じぐらいだと思うんですよ。そういう意味では、その無理な目標を立てるよりは、その現状の中で、その消防団活動が出来やすくするように何らかの対応をする方がいいんじゃないのかと、そんなふうに思うわけですけども、今後の推移を見守りたいとは思います。あと今回、国基準にするという話だったんですけど、この出動手当の方はその国基準ってのがあるんですか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○石井一正安全対策課長 出動手当につきましては、消防庁ですかね、そちらの方から1日出たら8,000円というふうなことで来ております。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 これは、他の自治体も大体そういう形なんですか。手当自体は浦安が5万円だとかそういう話を昼間していましたけど、その出動手当8,000円よりも高い自治体とかあるんですか。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○菊池有輔安全対策課副課長 出動手当については上限8,000円を超えている自治体は県内においては今、資料を見る限りはないです。

○黒須俊隆委員 出動手当について、今まで班支給だった部分が消防団員の個人支給になるってということで、これは私も個人支給にした方が良いつつと思っていたし一般質問等でも取り上げたことがあったんですけども。

今回、消防団員に個人支給されるってということで、これで一生懸命やる個人団員もね、モチベーションも上がるだろうし、非常に良い改正だというふうには思いますので、あと

時間区分とかそういうものが適切なかどうか、これはやっていく中でね、必要があればまた改正していただければと思います。

終わります。

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。

北田委員。

○北田宏彦委員 私の方から3点ほど。

今回、団員の定数を実数に近づけて定数の改正を図るわけなんだけど、そのメリットとデメリットについてご説明いただきたい。

また、今現在、定年が何年か前に改正されて60歳となっていると思うんだけど、この定年を廃止する考え方が必要なんじゃないかなと思うんだけど、それについてお答えいただきたい。

そして今回、機能別消防団員、何か先般伺ったところによると、その活動の範囲がかなり狭いように感じるんだけど、昼間の火災出動に期待するということはわかってはいるんだけど、その昼間だけ出てくるっていう、その区分が機能別消防団員になる方々のモチベーションというか士気にどう影響するのか、その辺、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○石井一正安全対策課長 メリットといたしましては、うちの団員の方々は消防協会の方に加入しておりまして、そちらの方にですね、公務災害の活動とか退職金負担金を払っておりますので、そこが団員の定数で払っておりますので、それが減になるとその負担金が減ることがメリットとなります。また、デメリットといたしましては、先ほど黒須議員がおっしゃったように私としては現状維持っていうのが大事なと思っております。

当然増やしたいっていう気持ちもありますけども減ることによって、多少、団員の負担増加やですね新たな団員の確保にもちょっと影響が出るかなと思いますけども、そういったものをクリアしながらですね、消防団の活動を一緒にというか支援して取り組んでいきたいなと思っております。

あと、60歳以上の定年のことなんですけども、現状としてなっておりますので、今後そういうところも考えていかなきゃいけないと思うんですけども、そこにつきましても、消防団本部と、また先ほど申し上げました消防委員会の方々とのご意見はですね、調整をとりながら、定年については考えていくべきだろうと考えております。

あと、機能別消防団員なんですけども、こちらの方は、まだこれから詳細を詰めなきゃいけないところもあるんですけども、今私どもの思っている案としては先ほど申し上げましたとおり基本的には現役の消防団員の方と一緒に活動していきいただきますので、市内在住在勤の方で経験を有している方ですね。あと、火災においては、原則、平日の日中ですね、そこを所属する班、自分がいる班ですね、班の方と一緒に活動していただくというふうに思っております。

その他、特にですね、消防団の訓練とか、なんかその集まりとかには特に要請はしようということは考えておりません。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） はい、北田委員。

○北田宏彦委員 だから、その平日の昼間に限定してしまっていていいものかどうかというそこへの問いなんですけど。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○石井一正安全対策課長 そうですね、機能別消防団を取り入れた一つには現在の消防団員の方々が生産世代というか働いている方々の年代が多いので、昼間、市外とかに仕事に行ってしまう或いは現場に行ってしまうということで、昼間の火災になかなか出動する人員が少ないということもありますので、そういったところで、60歳を超えて、OBの方とかで動ける方が日中、市内とかご自宅にいるようであれば、そこでですね、出れる団員の一助をしていただいてサポートしてということを考えております。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 いやそれは十分わかってるよ、これまでも同様の説明を受けてるからさ。

要は、平日の昼間だけに限定してしまうってのはいかなものなんでしょうね、今後、夜間でも出れる限りは出てもらったほうがいいわけじゃない。必要なのは平日の昼間だろうけど今考えているのは。でも、平日の夜だって出てきてもらえば、平日の夜がもうすべての該当車両が参集して十分間に合ってしまうんだったらいいけど、決してそうではない現状でしょう、であれば今後、とりあえず別に今回はこれに反対するわけじゃないけれども、今後、検討していけばいいじゃない。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○石井一正安全対策課長 今、北田議員が言った意見も含め、また団本部とも協議してです

ね、調整して検討したいと思います。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） ないようですので、安全対策課の皆さんご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（安全対策課 退室）

・議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小金井勉委員長） 最後に、議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課を入室させてください。

（税務課 入室）

○委員長（小金井勉委員長） 税務課の皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また本日も必ずマイクをお願いいたします。

はじめに課長から、職員の紹介をしていただき、続けて議案第18号の説明をお願いいたします。

○板倉洋和税務課長 はい。税務課でございます。よろしくお願いします。

まず私、税務課長を仰せつかっております板倉でございます。

そして、私の右手におりますのが副課長の内山でございます。

○内山貴浩税務課副課長 内山です。よろしくお願いします。

○板倉洋和税務課長 そして、私の左手におりますのが市民税班長の石田でございます。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 石田です。よろしくお願いします。

○板倉洋和税務課長 以上3名でございます。よろしくお願いします。

それでは着座で失礼いたします。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○板倉洋和税務課長 それでは、議案第18号 国保税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、改正の趣旨でございますが、子ども・子育て支援金制度の新設に係る地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税の区分に新たに子ども・子育て支援納付金に係る規定を追加するものでございます。

改正の概要につきましては、はじめに子ども・子育て支援納付金課税額の新設に伴い、県が示す標準保険料率に準じた税率とするものでございます。こちらは、従前の医療分、後期高齢者支援金分、介護分に加え新たに子ども・子育て支援納付金分として、世帯の所得額に応じて、課税する所得割額の税率を0.27パーセントとし、被保険者1人当たりに課税する均等割の額を1,800円とし18歳未満の子どもに課税する均等割額の総額を18歳以上の大人に均等に課税する18歳以上の均等割額の額を130円とするものでございます。

なお、子ども・子育て支援納付金につきましては、少子化対策に係るものであることから、子どもがいらっしゃる世帯の負担が増えないよう、18歳未満の子どもに課税する均等割額の10割を軽減する措置が講じられることとなります。

続きまして、子ども・子育て支援納付金課税額に係る軽減額の新設についてでございますが、低所得者、未就学児及び出産被保険者に対する均等割の軽減額について、子ども・子育て支援納付金分につきましても、現行の制度に準ずるかたちで実施するものでございます。

下の表には、低所得者世帯と未就学児にかかる子ども・子育て支援金分の軽減額を載せさせていただいております。まず、低所得者世帯の均等割額1,800円につきましては、大人であっても子どもであっても7割軽減世帯の場合1,260円を、5割軽減世帯は900円、2割軽減世帯は360円をそれぞれ軽減いたします。さらに低所得者世帯に未就学児がいる場合、その未就学児の均等割について、7割軽減世帯で270円、5割軽減世帯で450円、2割軽減世帯で720円を低所得者軽減に加えてそれぞれ軽減いたします。

これを、7割軽減世帯を例に均等割額を説明いたしますと、就学している子どもから大人まで、均等割額は1,800円の7割である1,260円が軽減され、残りの540円が均等割額となり、この世帯の未就学児は、低所得者軽減の1,260円に未就学児軽減の270円を加えた1,530

円が軽減され、残りの270円が均等割額となります。また、表の一番下にあります低所得者軽減世帯ではない未就学児につきましては、均等割1,800円の2分の1である900円が軽減となり、残り900円が均等割額となります。

なお、先ほど、18歳未満の子どもの課税額が均等割額の10割を軽減する措置が講じられるとご説明いたしました。低所得者でも未就学児でもない場合は、均等割額全額の1,800円を低所得者及び未就学児軽減の対象である場合は、それぞれ軽減措置を行った後、残った均等割額を軽減することとなります。

これらの軽減措置につきましては、地方税法の施行令、こちらの改正が公布された後に改めて条例改正を行う予定でございます。

改正の内容につきましては以上となります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（小金井勉委員長） ただいま説明がありました内容について、ご質問等あればお願いいたします。

（発言する者なし。）

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。

輪島委員。

○輪島美津江委員 すみません、お聞きします。先ほどお話があったと思うんですけども、本市では毎月300円、年間3,600円ということで先ほど伺ったんですけども、千葉県では今、月250円で段階的に引き上げるということで令和10年には月450円ということなんですけど、本市では同じ順で引き上げになるんでしょうか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○板倉洋和税務課長 現在、こちらの制度は令和8年からスタートいたしまして3年間で約1兆円ほどの財源となるように計画されていると聞いております。ですので、令和8年度は、全体で6,000億、令和9年分で8,000億、令和10年度で1兆円となる見込みでございます。ですので、まだ、先ほどの議会でも申し上げましたが、次年度以降、いくら賦課金の額が来るのかというのがはっきり明確にわかっておりませんので、明確な答弁は差し控えさせていただいたというのが現状でございます。

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。他にございますか。

黒須委員。

○黒須俊隆委員 昼間、佐久間議員から質問があつて、3,600円云々ってあつたと思うんです

けど、これちょっとよくわかりづらかったんで、もう一度説明してもらっていいですか。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 先ほど年間3,600円と、ご説明を課長の方からしましたけれども、こちら本市の平均負担額ということで、その算出方法といたしましては、こちらで市民の方に課税する課税額の総額を被保険者数で割ると年間3,600円ということとなります。で、各市民の皆様につきましては、所得割、あと世帯の被保険者の人数等に応じて課税しますので、少ない方ですと年間1,000円の方もいらっしゃいますし、1万円の方、1万5,000円の方とかいらっしゃるんですけども、本市の場合、軽減の世帯の割合が半分ぐらいございますので、それを均していきますと1人当たり月額300円、年間ですと12ヶ月分なので3,600円と、あくまで平均の数字となります。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 そうなると、それなりに所得割額の多い方だと年間の増える額ってのは相当増えてくると、所得の計算方法があれだと思うけど、100万円だと2,700円、0.27パーセントってのは、そうすると200万だったら5,400円、プラス1,800円足す130円だってそういう考え方でいいんですか。

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 今委員のおっしゃったとおりですね、所得に応じて変わってきますので、所得額に応じて率を掛ける形になりますので大体その程度になると思います。あと、まだ決定ではございませんけれども、このあと地方税法施行令の改正が公布されたときにはですね、課税上限額というものも示されてくる予定でございます。現段階では、上限額が3万円ということで国も考えておりますので、所得が多い方でも3万円以上の子ども・子育て支援納付金分が課税されることはないというような形になります。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 全員に対して均等にやるということで、さらに18歳以上は130円さらに追加だということ、これ、例えば18歳以上の高校生とか大学生が2人夫婦が2人いたら、もう1,800円プラス130円を4倍してさらに所得があったら、その所得割額が立つってそういう計算になるんですか、家族に18歳以上が4人いたら、そういう計算になるのですか。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 まず今回の制度なんですけれども、世帯のうちですね、課税されるのは18歳以上という形になりますので今、黒須委員さんがおっしゃったとおり

ですね、いくらお子様であっても、18歳を超えている場合には課税される形になりますので、その世帯の所得と18歳以上の方に均等割をかけてですね、税率を導き出すということとなります。

以上です。

○委員長（小金井勉委員長） よろしいですか。黒須委員。

○黒須俊隆委員 おそらく今、日本で大学生が一番教育費も教育費以外の負担もかかると思うんですけどね、今回のこの子ども・子育て支援金制度の中でそういう何て言うんですか、かなり一番教育費のかかるそういう高校生・大学生の家庭に対する何か負担軽減策っていうのは国は何か示しているんですか。

○委員長（小金井勉委員長） 課長。

○板倉洋和税務課長 端的に申し上げまして、お子様が例えば大学生・高校生ということではなくてですね、子どもの数が何人いるか、そこによって児童手当の金額がまず変わってきます。今までもらえていない場合は、今回もらえることになりますので、そこでまず、負担というか支援が受けられ、お子さんが18歳に達した翌3月末の時点で1,800円が課税されるという形になりますので、高校生卒業までは支援が受けられるという形、例えばその段階で一番、もし3人兄弟がいた場合で、一番上の方が18歳ではなく大学3年生ぐらいだったとします。それで2番目の方が高校生だとします、3番目の方が中学生とします。そうすると、本来であれば21歳の大学生は課税されるんですけども、手当の対象から外れます。外れるんですが、第3子、これは、児童手当対象の第2子目となるんですけども、第3子目としてカウントをするということなので、ご長男とかご長女の方が大学生になられて対象から外れても第3子の方は第3子の支給額、新しく金額が決まります3万円の枠が毎月支給されるという形になります。

以上です。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり。）

○委員長（小金井勉委員長） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（小金井勉委員長） ないようですので、税務課の皆様、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（税務課 退室）

(総務課、財政課 入室)

○委員長(小金井勉委員長) 時間の関係もありますので、簡潔にお願いします。どうぞ。

○高橋和也総務課副課長 すみません。総務課副課長の高橋です。

先ほどご質問いただきました議案第20号の関係ですね、コンビニ交付で住民票を取った場合にどの範囲まで、どの方が取れるのかってところのお答えになります。

市民課に確認しましたところ、大網白里市に住民登録がある方で、ご本人と同居の方ですね、住民票が取れるということでしたので、ご質問あった際にも取れるというご発言いただきましたけども、ご家族の方ですね、抄本も取れるということでございますので、この場を借りてご報告させていただきます。

○委員長(小金井勉委員長) どうぞ。

○森川裕之財政課長 財政課の森川と申します。

先ほど、津波避難タワーの避難ステージの高さについてご質問ございました。北今泉地区の津波避難タワーにつきましては、避難スペースの床の高さを東京湾平均海面から9.0メートルを想定しておるということでございまして、海拔が1.4メートルございますので津波避難ステージの高さが7.6メートルということで合わせて9.0メートルということでございます。以上です。

(発言する者あり)

○委員長(小金井勉委員長) 黒須委員。

○黒須俊隆委員 私先ほどマイナンバーカードを持ってない家族の分もね、100円で取れるということは申し上げてね、実際その通りだったって今説明があったんだけど、それは私の方で答えを先ほど言った上でね、それが適切なのかどうかっていう質問をしたと思うんですよ。マイナンバーカードを持ってない家族の分を100円で取れるのがこの制度設計上、適切なのかって質問したんですよ。

○委員長(小金井勉委員長) どうぞ。

○高橋和也総務課副課長 そちらの質問について、答弁漏れがあったということで申し訳ありませんでした。

住民票につきましては現在の窓口で取得をする場合についてもですね、同一世帯の方、お子さんであるとか、ご両親であるとかそういう世帯であれば、住民票が取れるという制度になっておりますので、コンビニ交付につきましてもですね、同一の考えで、お子さんないし、同一世帯の方が取れるというところについて100円に対応するということにつつま

しては問題がないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（小金井勉委員長） 黒須委員。

○黒須俊隆委員 だから、その100円が適切なのかってことを言っているんです。同一世帯の人が取れるってのはその通りだけど、窓口で取ったら300円取られるんでしょ。例えば私が私の家族の住民票取るので300円かかるわけですよ。窓口例えば……。

（発言する者あり）

○委員長（小金井勉委員長） どうぞ。

○高橋和也総務課副課長 コンビニ交付を利用しました証明書の取得につきましては、国の交付金等を活用しまして100円で取得をできるという形での経済的負担を軽減するという趣旨のもとで行っておりますので、そちらについては適正なものであると考えております。

以上でございます。

（「はい、OKです」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） ありがとうございます。退席していただいて結構でございます。

（総務課、財政課 退室）

○委員長（小金井勉委員長） これより各議案の取りまとめを行います。

議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第17号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、議案第17号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第18号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、議案第18号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第20号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、議案第20号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第25号 大網白里市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、議案第25号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

最後に議案第31号 契約の締結について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） それでは、議案第31号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（小金井勉委員長） 賛成総員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（小金井勉委員長） 次にその他ですが、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小金井勉委員長） なければ以上で、協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長（猪崎紀人委員長） 以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

（午後 3時11分）